

高額医療費資金貸付決定伺

常務理事	事務長	課長	係		起案	
					決裁	
					貸付	
貸付の対象となる期間	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	所得区分	A 上位 B 一般 C 非課税・生活保護	貸付額	円
貸付金額算出基礎	自己負担額 自己負担限度額		貸付金額			備考
	(円 - 円) × 80/100 =		円(千円未満切捨)			

高額医療費資金貸付申込書

(平成 年 月診療分)

被 保 険 者 が 記 入 す る 欄	被保険者証の記号・番号		-	事業所名称		
	被保険者の氏名			被保険者の生年月日	明・大 年 月 日 昭・平	
	療養を受けた者	氏名 (続柄)	1. ()	2. ()	3. ()	
		生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日	
	傷病名					
	療養を受けた医療機関等	名称				
		所在地				
	上記の医療機関等で療養を受けた期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	上記で受けた療養に対し医療機関等から請求された金額		請求書又は領収書添付のこと 円	請求書又は領収書添付のこと 円	請求書又は領収書添付のこと 円	
	<p>上記のとおり、高額医療費の支払資金として貸付を申し込みいたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>大阪鉄商健康保険組合理事長 殿 印</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">被保険者 (申込者) 氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">電話 ()</p>					
振込口座	銀行 金庫 組合 農協	店 支店 出張所	預金種別 普通・当座 その他 ()	預金口座番号	フリガナ 預金名義	
<p>平成 年 月診療分として支給を受けることが見込まれる「高額療養費」の支給決定額のうち「高額医療費資金貸付金」相当額の受領に関する権限を大阪鉄商健康保険組合理事長に委任いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名 _____ 印</p> <p>上記について受認いたします。</p> <p style="text-align: right;">大阪鉄商健康保険組合理事長 阪上 正章 印</p>						

添付書類(1及び2は必ず、3は該当する場合にのみ添付してください。)

1. 医療機関等が発行した請求書又は領収書(保険点数が分かるもの)
2. 高額療養費支給申請書
3. 被保険者が療養のあった月の属する年度(4月から7月診療分については前年度)分の市町村民税が課税されない場合、又は生活保護法の要保護者等である場合は、そのことを証明できる書類(市町村民長の証明等)

この申込書は**暦月単位**で作成してください。記入方法・注意事項等の詳細は裏面をご覧ください。

(裏面)

高額医療費資金貸付についての注意事項

1. 趣旨・目的

医療費の自己負担額が高額となり、一定の額を超えたときは、請求により後日「高額療養費」が支給されますが、高額療養費の支給は診療月から通常で3カ月後、場合によっては更に遅くなる場合がありますので、その間の家計の負担を軽くするため、「高額医療費資金貸付制度」が設けられています。

2. 貸付対象者

当組合から高額療養費の支給を受ける見込みがある被保険者で、その高額療養費の支給対象となる月分に係る療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた方又はその費用を支払った方。ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合は除きます。

3. 貸付金額

貸付額は、高額療養費支給見込額の80%です。(千円未満の端数は切り捨て)

4. 貸付期間

当該貸付に係る高額療養費が支給される日までです。

5. 貸付金の利息

利息は掛かりません。

6. 申し込みから返済までの流れ

貸付申込(申込者)

資金の貸付を受けようとする方は、この「高額医療費資金貸付申込書」(歴月単位で作成のこと)に次の書類を添付し、当健康保険組合へ提出してください。(イ及びロは必ず、ハは該当する場合に添付してください。)

イ. 貸付を受けようとする月分に係る「高額療養費支給申請書」。

ロ. 医療機関等からの療養に要する費用(保険点数)の内訳がある請求書又は領収書。

ハ. 被保険者が療養のあった月の属する年度(4月から7月診療分については前年度)分の市町村民税が課税されない場合、又は生活保護法の要保護者等である場合は、そのことを証明できる書類(市町村長の証明等)。

貸付決定(組合)

貸付申込受理後、速やかに貸付を決定し、指定の口座に振り込みます。同時に「貸付決定通知書」等を送付します。

借用書(申込者)

「貸付決定通知」を受領後、直ちに当該貸付に係る「借用書」を当組合に提出してください。

貸付金の返済(組合) 診療月から約3カ月後

高額療養費の支給日に、高額療養費支給決定額から貸付金額相当分を貸付金の返済に充当し、残額を所定の口座に振り込み、お預かりしている「借用書」をお返しします。

7. その他留意事項

万一、当該貸付に係る「高額療養費」が不支給などの理由により、貸付金の返済に充当出来ないとき、及び不足するときは、貸付金全額又は不足分を返済していただくこととなります。